



保険セクターの国際的な
規制の動向

(Vol. 2, 2020年8月～9月)



MAKING AN
IMPACT THAT
MATTERS
since 1845

保険セクターの国際的な規制の動向（2020年8月～9月）

内容

A: IMF、米国の FSAP の結果を公表（8月10日）	3
B: 香港 IA、グループ資本規制にかかる市中協議を開始（8月19日）	3
C: 米国 NAIC、AI に関する基本原則を全会一致で採択（8月20日）	4
D: ドイツ BaFin、保険会社のストレス・テストに関するペーパーを公表（8月24日）	4
E: 豪 ASIC、規制のサンドボックスに関する改訂ガイダンスを公表（8月25日）	5
F: 豪 APRA、インシュアテック調査の結果を公表（8月26日）	6
G: FSB、保険セクターの破綻処理枠組みの評価メソドロジーを最終化（8月25日）	7
H: 豪 APRA、中期計画 2020-2024 を公表（8月31日）	8
I: 豪 ASIC、中期計画 2020-24 を公表（8月31日）	9
J: NGFS、2020-2022 年の作業プログラムを公表（9月3日）	9
K: NGFS、「金融機関による環境リスク分析の概観」と題するレポートを公表（9月10日）	10
L: 星 MAS、金融業界における責任の文化と倫理的行動を強化するためのガイドラインを公表（9月10日）	10
M: ニュージーランド、気候関連の財務情報の開示の義務化を検討（9月15日）	11
N: 加 OSFI、金融セクターにおけるテクノロジー・リスクに関する市中協議を開始（9月15日）	11
O: 英 FCA、事業中断保険の判決についてコメント（9月15日）	12

A: IMF、米国のFSAPの結果を公表（8月10日）

- 国際通貨基金（IMF）は、2020年米国FSAP（金融セクター評価プログラム）の結果をとりまとめた報告書を公表。保険セクターに関する主な指摘事項は以下のとおり。
 - ストレス・テストの結果、いくつかの生命保険会社は、悪化シナリオ下において大きな資本の減少に直面するが、それが規制資本に与える影響の大部分は、（必ずしも経済価値ベースではない）資産・負債の評価と資本規制の枠組みによって緩和される。
 - 州当局の州政府からのより一層の独立性の確保、リスク・ベース監督の強化、生命保険会社の負債の評価手法における整合性、リスクとソルベンシー評価におけるトータル・バランスシート・アプローチの導入、グループ資本規制など、保険会社の規制と監督における取組みは、その途上にあるか、もしくは、手付かずのまま。保険会社のソルベンシー規制の強化は特に重要。増大する巨大自然災害のリスクへの規制上の対応は、中長期的に戦略的な対応を要する。
 - 保険規制および監督に関する勧告は、①適切な説明責任とともに、州の保険当局の独立性を高めること、②現状、2020年1月以降の新契約にのみ義務付けられているプリンシプル・ベースの責任準備金評価制度（PBR）について、5年間の移行期間の後、それをすべての既契約の生保の負債の評価にまで拡大するとともに、資産と負債の間の整合性を確保するために資産の評価手法を調整し、あらためてリスク・ベース資本（RBC）を計算すること、③米国の当局（authorities）は、保険資本基準（ICS）（GAAPプラス）に類似した連結ベースのグループ資本規制を策定すること、の3つ。
- なお、上記3点目の勧告に関し、「FRBと全米保険監督官協会（NAIC）はグループ資本の計算のためのアグリゲーション・アプローチを開発しているが、そのアプローチは他の国で採用されている、より一般的な連結ベースのアプローチとは大きく異なるもので、また、両当局が策定しているアプローチは、いくつかの技術的な点で異なるものとなり得る。」とも指摘。

インプリケーション：例えば、経済価値ベースのソルベンシー規制の整備や金融監督当局の政治からの独立性については、2017年の日本のFSAPにおいても指摘されている（前者は2017年7月報告書のパラグラフ55、後者はパラグラフ37）ことなども勘案すると、IMFによる米国の保険規制に関する今般の指摘や勧告は、驚きに値すべきものではないと考えられる。他方で、米国の資本規制について、米国が開発しているアグリゲーション・アプローチの特異性やFRBとNAICが開発している手法の潜在的な差異にまで言及している点は興味深い。この点については、IAISにおけるICS（保険資本基準）の最終化にも関係すると考えられるほか、米欧間、さらには、日欧間におけるソルベンシーIIとの同等性評価にも何らかの影響をもたらす可能性も考えられる。

（出所）IMF ‘United States : Financial System Stability Assessment’

B: 香港IA、グループ資本規制にかかる市中協議を開始（8月19日）

- 香港保険監督機構（IA）は、9月30日を期限として、保険のグループ資本規制案を市中協議に付した。その概要は以下のとおり。
 - 香港IAは、現状、単体の保険会社に対してのみ監督権限を有しており、保険持株会社（香港に拠点を有する保険持株会社を含む。）を含む保険グループについては、被規制保険会社を通じた「間接的な」監督を行っている。そのため、IAは、香港に拠点を有する保険持株会社を含めた保険グループをグループ・ベースで監督できるよう、法改正を提案しているところ。今般市中協議に付したグループ資本規制にかかる市中協議は、その一環として行うもの。

- 市中協議案のポイントは、①グループ・ベースでの資本規制を導入すること、②保険持株会社にIAへのレポートを要求すること、③保険持株会社にパブリック・ディスクロージャーを要求すること、の3つ。さらに言えば、同案は、新たなグループ監督の枠組みを提案するもの。なお、同案は、IAIS（保険監督者国際機構）の保険基本原則（ICPs）、ComFrame、そして開発中のICS（保険資本基準）を参考にしている。
- グループ監督の枠組みは、3つの柱から成る。第1の柱は、資本要件を定めるもので、グループ最低資本要件（GMCR）とグループ所定資本要件（GPCR）の2つの水準を提供する。GMCR、GPCRは、それぞれ、グループ内の被規制単体会社のMCR、PCRを合算することにより計算。（ダブルギアリングの考慮など）必要に応じて、GMCR、GPCR、グループ資本リソースに調整を加える。第2の柱は、リスク管理とガバナンスに関する要件を定めるもので、グループ内部経済資本評価（GIECA）やORSAを行うことを求める。GIECAは、信頼水準99.5%、保有期間1年のVaRで計算。第3の柱は開示およびIAへのレポート要件を定めるもの。

（出所）IA ‘Consultation Paper on the Draft Insurance (Group Capital) Rules’

C: 米国 NAIC、AI に関する基本原則を全会一致で採択（8月20日）

- 全米保険監督官協会（NAIC）は、8月14日、保険会社および保険業務に関係するその他の者（格付機関、データ提供者、アドバイザー業務を営む者等を含む。）に対してAI（Artificial Intelligence）に関するハイレベルな指針を提供する、AI基本原則（guiding principles）を全会一致で採択（8月20日公表）。
- 同原則は、OECDのAI原則をベースにしており、公正かつ倫理的（Fair and Ethical: F）、説明責任（Accountable: A）、法令遵守（Compliant: C）、透明性（Transparent: T）、安全、安心、強固（Secure/Safe/Robust: S）の5つの主要な柱（FACTS）から成る。それぞれの概要は以下のとおり。
 - F：AIのライフ・サイクルを通じて、法令を遵守すること。消費者の利便につながるよう、また、特定の者が不公平な取扱いを受けないよう、AIを管理すること。
 - A：AIシステムの組成、導入、影響に責任を持つこと。
 - C：すべての適用される法令を遵守するため、知識とリソースを有すること。
 - T：AIシステムについて関係するステークホルダーに開示すること、また、AI主導の保険に関する意思決定をレビューする能力を有すること。
 - S：データセット、プロセス、意思決定について合理的なレベルでの追跡可能性、および、プライバシー、デジタル・セキュリティ、不公正な差別に関連するリスクを検知し正すためのシステムティックなリスク管理プロセスを導入すること。

インプリケーション：同原則は「AIに関するOECD原則」をベースにしているとのことであるが、あえて両者の違いを指摘すれば、前者は「包摂的な成長や持続可能な発展」（OECD原則セクション1-1.1）や「人権や民主主義の価値」（同1-1.2）には言及していないことが挙げられる。なお、NAICにはAI作業部会が設置されており（議長はノースダコタ州）、同作業部会の今後の取組みは注目に値するものと考えられる。

（出所）NAIC ‘NAIC Unanimously Adopts Artificial Intelligence Guiding Principles’

D: ドイツ BaFin、保険会社のストレス・テストに関するペーパーを公表（8月24日）

- ドイツ連邦金融監督庁（BaFin）は、保険会社のストレス・テストに関するスタッフ・ペーパー（expert article）を公表し、保険会社によるストレス・テストには大いに改善の余地があると指摘。同ペーパーにおける主な議論は以下のとおり。
 - ストレス・テストはORSA（リスクとソルベンシーの自己評価）の重要な要素の一つであり、保険会社は、ストレス・テ

ストを実施し、ORSA報告書においてその結果を分析することが求められている。例えば、保険会社は、リスクの集中や分散効果を勘案するとともに、影響度の異なるイベントやストレス・シナリオを用い、自身のリスク・プロファイルに応じた十分に広範なストレス・テストを行わなければならない。また、保険会社は、ストレス・テストの頻度や内容を文書化するとともに、アドホックなストレス・テストの実施要件を定義する必要がある。さらに、保険会社は、自身が晒されている短期および長期のすべてのリスク（経済や金融環境の変化によって生じるリスクを含む。）を特定し、評価しなければならない。

- しかしながら、BaFinによるレビューの結果、多くの保険会社が法律によって求められているORSAに関する規制を十分に満たしていないことが判明した。具体的には、例えば、ストレスやシナリオを選択した際に用いた基準が示されていないこと、複数のリスクを組み合わせたストレス・テストやサステナビリティ・ストレス・テストはほとんど行われていないこと、複数の異なる強度のシナリオを用いたストレス・テストやリバース・ストレス・テストはあまり行われていないことなど。
- 保険会社は、ORSA報告書において、自身が行っているストレス・テストの適切性を評価しなければならない。仮に、選択されたイベントやシナリオが現実的でない場合には、それらは変更されなければならない。また、前年と同じストレス・テストを行うことで問題がないと評価するのであれば、保険会社はその根拠を示さなければならない。さらに、保険会社は、シナリオの複雑さや対象とするリスクの数などが自己資本やSCRの見積りにどのような影響を与えているのか説明する必要がある。
- また、多くのストレス・テストの結果は、ターゲット・パラメータに重大な影響を及ぼさないものとなっているほか、多くの場合、保険会社は自身のストレス・テストの結果をまったく評価していないことも判明した。「リスク引受けキャパシティは引き続き十分である」や「重要な影響はない」という評価は十分でなく、保険会社には、ストレス・テストの重要な影響についての詳細な評価を行い、また、その状況を改善するために採られた、あるいは、採ろうと考えている施策に関する説明も含むことが求められる。

- ストレス・テストのベースとなった前提条件や手法、その結果や結論、採られた施策などがORSAに記載されている場合には、そのORSAは、経営陣が情報に基づき決定を行う助けとなり得る。また、ORSAで提供される情報は、監督当局がビジネス・プロセスの適切性の評価を行う助けとならなければならない。BaFinは、現在のCovid-19の状況を踏まえ、保険会社がどのようなストレス・テストを行うか、引き続きモニターしていく。

インプリケーション：保険会社のストレス・テストについて、スタッフ・ペーパーという位置づけではあるが、厳しい指摘がなされているという印象を受ける。BaFinが同ペーパーで述べているように、ORSAは、そこにストレス・テストのベースとなった前提条件や手法、その結果や評価・分析、それを踏まえた対応策などが含まれている場合に、経営陣による意思決定の助けとなり得る。日本においても、保険会社のソルベンシー規制の枠組みが経済価値ベースに移行しようとしている中、例えば、「Japan's new insurance solvency regime」¹でも言及したように、ストレス・テストは、保険会社におけるリスク管理においてさらに重要なものとなるほか、保険監督上もその重要性が増すものと考えられる。

（出所） BaFin 'How insurers can get stress tests right'

E: 豪 ASIC、規制のサンドボックスに関する改訂ガイダンスを公表（8月25日）

- オーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、革新的な金融事業者がその商品やサービスを政府の強化された規制のサンドボックス（Enhanced Regulatory Sandbox: ERS）の下で試行できるよう、改訂ガイダンスを発出。同ガイダンスは9月1日に発効予定。

¹ <https://www2.deloitte.com/jp/en/pages/financial-services/articles/ins/japans-new-insurance-solvency-regime.html>

- ERSは、2016年12月に発効されたASICサンドボックス（旧サンドボックス）に置き換わるものであり、旧サンドボックスと比べ、テスト期間が最大24か月まで延長されたほか、より広範な金融サービスや信用活動、金融事業者を対象に含んでいる。新旧サンドボックスの保険分野に関連する主な違いは以下のとおり。

項目	ERS の概要
資格要件	既に免許を受けている事業者であっても、認可を受けていない新たなサービスをテストすることが可能となった。
参加条件	ASICによる事前審査の一環として、パブリック・ベネフィット・テストとイノベーション・テストを行うことが明記された。また、事業者は、異なるサービスや活動をテストする場合には、サンドボックスを複数回利用できるようになった。
テスト期間	最大 12 か月から 24 か月に延長。ただし、延長は不可。
合計エクスポージャー	損保および生保の総保険料収入も 500 万ドルの上限となることが明記された。（従前は明記なし。）
個々の顧客へのエクスポージャー制限	リテール顧客について、オーストラリア健全性規制庁（APRA）の規制を受けている生損保会社については上限なし。（従前は、損保一契約につき 5 万ドルの上限。）
リテール顧客に提供可能なサービス	損保（企業信用保険を除く。）に加えて、生保が追加された。
消費者保護	提供するサービスの重要な変更など、一定の事象が生じた場合には、開示に加え、顧客と ASIC への通知が求められることとなった。
その他	ERS の施行から 12 か月経過後、財務省が同制度のレビューを実施。

インプリケーション： 今回の改訂の大きなポイントの一つは、サンドボックスの対象が生保にも拡大されていることであると考えられる。また、既に免許を受けている保険会社（incumbents）もサンドボックスを利用して実験的な取り組みを行うことが可能となっており、incumbentsの今後のビジネスの進展も期待される。他方で、既存の保険会社には、レピュテーション・リスクなど、サンドボックス・ビジネスから生じ得るリスクへの対応が必要となることも考えられるほか、APRAとASICの監督者間の連携の重要性も増すものと思料される。

（出所）ASIC ‘ASIC issues guidance for Government’s enhanced regulatory sandbox’

F: 豪 APRA、インシュアテック調査の結果を公表（8月26日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、2020年2月、36の損保を対象にインシュアテックに関するサーベイを実施。その目的は、現在のおよび計画されているインシュアテックの利用についての理解を深めること。APRAのインシュアテックに対する第一義的な興味は、保険会社のリスク管理方針やプロセス、枠組みが、インシュアテックに関連する戦略およびオペレーショナル・リスクをどのように扱っているかを知ることにある。
- 保険会社が現在利用しているインシュアテックは、①ビッグ・データ、②AI、③ソフトウェア・アズ・ア・サービス（SaaS）、④ブロックチェーン、⑤IoTの5つのカテゴリーに分類できる。ビッグ・データは自動車保険などで、AIのサブカテゴリーであるマシン・ラーニングは、不正やアナリーの自動検知やチャット・ボットにおいて利用されている。クラウド・コンピューティングの一形態であるSaaSは、保険金請求の処理においてソフトウェア・ベースのプラットフォームを利用することのほか、保険金請求者や請求の処理者が中央化されたシステム上で書類の送付やレビューを行うことを可能にする。ブロックチェーンは、例えば、海上保険において、保険金請求プロセスを迅速化するため、保険会社と保険契約者をデジタル的に結びつけ、カーゴ（貨物）の現状に関するデータの転送を行うことなどに利用される。IoTは、家財保険に関連して、スマート・デバイスを用いて契約者にアラームを通知することなどに利用されるほか、テレマティクスもIoTのサブセットである。現状、ビッグ・データが最も

ポピュラーなカテゴリーであるが、サーベイの結果によると、将来的には、ビッグ・データ、SaaS、AIの利用がより増加することが想定される。

- サーベイの結果、約80%の調査対象保険会社がインシュアテックを利用している、もしくは、開発・投資するプロセスの途上にあると回答するなど、エンゲージメントが高いことが判明。今後2～3年でインシュアテックに投資する計画や意思が無いと回答したのは36社中2社のみで、多くの保険会社は、国内外のインシュアテック企業とパートナーシップを組んでいる。インシュアテックを利用することによって、顧客経験の改善、よりテラー・メイド化されたサービスの提供、価格やオペレーション上の効率性の改善のほか、意思決定やリスクの理解および管理の面でもベネフィットが得られることが期待されている。
- サーベイで特定された戦略上のリスクは、競争の激化とそれによるコストの増加、高いアップフロント・コスト、適正な価格やターゲット市場の特定の困難さなど。オペレーション面では、データ漏洩やサイバーの脅威、プライバシーおよびコンプライアンス規制を遵守するためのコスト、顧客データの倫理的な利用の確保、インシュアテックのパートナーから提供を受けたデータにかかるセキュリティやプライバシーのリスクなどがある。
- APRAは、今後、インシュアテックの保険会社への潜在的な影響を理解するため、技術の進展を積極的にモニターしていく予定であり、既存の健全性規制やガイダンスの改正や新たな規制の導入につながる可能性もある。

インプリケーション：APRAの調査結果において指摘されているインシュアテックにかかる潜在的なベネフィットやリスクは日本の保険セクターにも関連するものであり、今後、この分野におけるAPRAの規制面での取組みを注視していくことは有意義であると考えられる。

(出典) APRA 'Insights from APRA's 2020 InsurTech Survey'

G: FSB、保険セクターの破綻処理枠組みの評価メソッドロジーを最終化（8月25日）

- 金融安定理事会（FSB）は、「保険セクター向けの主要な特性の評価メソッドロジー（Key Attributes Assessment Methodology for the Insurance Sector）」を公表。
- 同メソッドロジーは、保険セクターにおけるFSBの「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性（Key Attributes）」の遵守状況の評価する際の重要な基準（Essential Criteria）と説明（Explanatory Notes）を提供するものであり、また、各国が主要な特性に即して自国の保険セクターの破綻処理の枠組みを整備する際の指針ともなり得るものでもある。
- ベイルインに関し、2017年12月の市中協議文書では、「保険負債はベイルインの対象としないことができる（破綻処理当局は、ベイルインを保険負債に適用する権限を有する必要はない）」旨が説明（Explanatory Notes）においてのみ言及されていたところ、最終化されたメソッドロジーでは、重要な基準（Essential Criteria）としても明記されている。
- なお、FSBの「主要な特性」そのものは、2011年11月、G20カンヌ・サミットにおいて、破綻処理の枠組みのための新たな国際的な基準として採択された。2014年10月には、保険を含むセクター固有のガイダンスが策定された。FSBは、IAIS（保険監督者国際機構）および各国当局と協議の上、2013年7月に9つの保険グループをG-SIIs（グローバルなシステム上重要な保険会社）として初めて指定したものの、2017年11月には、IAISがシステム・リスクに対する活動ベースのアプローチを開発中であることを理由として、2017年のG-SIIsリストを公表しないことを決定。その後、2020年以降のG-SIIの指定を延期することも決定されている。なお、FSBは、IAISが策定した「保険セクターのシステム・リスクに対する包括的枠組み」の実施状況を踏まえ、2022年11月に、G-SIIリストの廃止もしくは継続を検討する予定。

インプリケーション：IAISが策定した「国際的に活動する保険グループの監督枠組み（ComFrame）」において、国際的に活

動する保険グループ（IAIGs）には再建計画（リカバリー・プラン）の策定が求められているところ、FSBの本評価メソドロジーは再建計画に関する指針も提供していることから、再建計画の策定およびその内容のレビューに際して本メソドロジーが参考になることも考えられる。

（出所）FSB ‘FSB published Key Attributes Assessment Methodology for the Insurance Sector’

H: 豪 APRA、中期計画 2020-2024 を公表（8月31日）

- オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、Covid-19の影響も踏まえ、前中計2019-2023をアップデートし、新中計2020-2024として公表。
- APRAの4つの目的である①金融システムのレジリエンシーの維持、②私的年金（スーパー・アニュエーション）加入者のための運用の改善、③すべての被規制金融機関におけるガバナンス、文化、報酬、および説明責任のトランスフォーメーション、④金融システムのサイバー・レジリエンスの改善、は前回の中計から不変。Covid-19を受けた外部環境における不確実性を鑑み、これらの長期的な目的にコミットし続ける。
- 上記の4つの目的に関し、保険関連では、①のための具体的なアクションとして、(a)資本、保険商品の持続可能性などのキー・リスク・エリアにフォーカスするとともに、保険会社のソルベンシーに影響し得る重要なリスクに対応することにより、保険会社の財務の安全性と健全性を確保すること、(b)保険商品の持続可能性とアフオーダビリティに関して消費者保護が図られるように促すこと、(c)Covid-19や経済の悪化が再保険会社の安定性に与える影響を分析するとともに、再保険取引のレビューを行い、必要に応じて規制対応を行うこと、の3つを特筆。
- APRAがその内部の能力（internal capabilities）を強化すべき優先エリアは、前中計と同様に、①リスク・ベースの監督の改善と拡充、②破綻処理能力の向上、③外部とのコラボレーションの改善、④データを利用した意思決定への移行、⑤リーダーシップ、文化、および働き方の改革、の5つで、②と⑤を特に優先。②に関して、アクション・プランとして、短期的には、すべてのハイ・リスク金融機関のための破綻処理計画を策定すること、また、長期的には破綻処理と再建計画に関する新たな健全性基準を確立することによって破綻処理能力を向上させることを考えている。
- その他、オーストラリアの保険セクターについて以下のように分析。
 - 損保業界は、Covid-19や一連の自然災害を受け、非常に多くの保険金の支払い請求を受けた。それらの自然災害は、現状、資本よりも収益に影響を与えているものの、ビジネスのボリュームが減少するリスクや保険金支払い請求の増加、再保険の高額化などの将来のリスクがある。しかしながら、こうした課題に直面はしているものの、損保業界は引き続きレジリエントであり資本水準も十分である。
 - 生保業界では、保険金支払いの増加や特に健康保険に関する前提条件の更なる厳格化などのリスクが増大している。失業やメンタル・ヘルス問題の増加は、短中期的には、個人の就業不能所得の増加、そして、就業不能所得保険（total and permanent disability insurance）の保険金の支払いの増加につながり得るほか、失効の増加や新契約の販売の減少の可能性もある。相互会社（Friendly Societies）は、リターンを保証するビジネスの規模が大きいため、会社存続の課題に引き続き直面しており、低金利の影響を受けると考えられる。
 - 私的健康保険業界は、メンバーシップの減少、購買可能リスクの上昇、ヘルスクエア・コストの増加、そして、保険料収入以上に速いスピードで増加している保険金の支払いが、業界の存続にチャレンジをもたらしている。なお、Covid-19によって困窮している構成員をサポートするために政府が決定した年金スキームの一時的な早期リリースに関して、310万件の案件が承認され、年金の総支払額は、2020年4月20日から8月16日の間で317億ドルに達している。失業の増加によって、掛け金の積み上がりの速度が低下し、年金の支払いを増加し続けることで、年金基金

のキャッシュ・フローは大きく影響を受ける。

インプリケーション：金融機関の破綻処理に関する取組み（再建計画や破綻処理計画の策定など。）は、日本としても参考にできる可能性があるものと思料されるほか、オーストラリアの生保および私的健康保険業界にかかる分析は興味深く、今後、オーストラリアがこうした問題にどのように対処していくのか、注目に値する。

（出所）APRA ‘APRA’s 2020-24 Corporate Plan’

I: 豪 ASIC、中期計画 2020-24 を公表（8月31日）

- オーストラリア証券投資委員会（ASIC）は、コーポレート・プラン2020-24を公表。その中で示されたアクション・ポイントは、Covid-19への対応とCovid-19を超えた対応とに大別される。
- 前者（Covid-19対応）のプライオリティ・エリアは、①脆弱性が高まっている中で消費者を保護すること、②金融システムのレジリエンスと安定を維持すること、③オーストラリアのビジネスをサポートすること、④危害を与えるコンダクト上の行為を特定し、根絶し、法的措置を講じること、⑤困難な時代に組織としてのキャパシティを確立すること、の5つ。保険関連では、①迅速かつ適切な保険金の支払いの確保、②不適切に設計された商品の販売への対応、③経済的に困難な状況にある消費者への柔軟な対応の確保、④Covid-19関連の損害について小規模企業に対して事業中断（BI）保険がカバーする範囲を明確にするとともに、損保市場のパフォーマンスを維持、改善することを目的としたAPRAや損害保険会社との協働、がフォーカス・エリアとして掲げられている。
- 後者（ポストCovid-19対応）について、より長期的なフォーカス・エリアは、①長期的な経済の回復をサポートするために金融システムの信頼を高め、そこへの参加を促進すること、②ミスコンダクトを撲滅するとともに、カルチャーの変化を促すこと、③消費者を保護し、健全な金融システムと経済の成長を促進するため、主要なリスクの管理の向上を促すこと、④搾取的な貸付など、債務残高の増加や困窮による消費者の苦難に対応すること、⑤不適切な商品設計を減らし、ミスセリングを制限すること、⑥企業の役員やプロのサービス・プロバイダーによるミスコンダクトを減らすこと、など。

（出所）ASIC ‘ASIC’s Corporate Plan 2020-24’

J: NGFS、2020-2022年の作業プログラムを公表（9月3日）

- 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）は、2020-2022年の作業プログラムを公表。既存の3つのワークストリーム（WS）に加え、データ・ギャップと調査に関する2つのWSを新たに立ち上げた。これにより、現時点におけるWSは以下のとおりとなる。
 - マクロprudentialおよび監督に関するWS（議長：シンガポールMAS）
 - マクロファイナンスに関するWS（議長：イングランド銀行）
 - グリーン・ファイナンスの拡大に関するWS（議長：ドイツ連銀）
 - データ・ギャップに関するWS（議長：IMF、欧州SSM/ECB）
 - 調査に関するWS（議長：中国人民銀行）
- また、NGFSは、定款を変更し、運営委員会のメンバーシップをECBに拡大した。加えて、フィリピン中銀、モーリシャス銀行、マン島金融サービス機構がNGFSのメンバーシップに加わった。その他、本年末までに、「中央銀行のための持続可能な責任投資ガイド」の改訂版を公表する予定であることを示した。

（出所）NGFS ‘NGFS publishes its 2020-2022 work program and announces changes in the governance’

K: NGFS、「金融機関による環境リスク分析の概観」と題するレポートを公表（9月10日）

- 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）は、銀行、アセット・マネージャー、保険会社が環境リスクへのエクスポージャーを計測し、また、ストレス・テストやシナリオ分析などのフォワード・ルッキングな方法でそれらのリスクの財務上の影響を評価するために用いているツールやメソドロジーをまとめた「金融機関による環境リスク分析の概観」と題するレポートを、「環境リスク分析のメソドロジーのケース・スタディに関する調査レポート」とともに公表。
- 本レポートは、基本的に、環境リスク評価（ERA）において用いられているツールやメソドロジーのストック・テイキングの結果をサマライズしたものである。例えば、①環境リスク分析および管理のステップには、リスクの特定、リスク量の計測、リスクが財務に与える影響の評価、リスク緩和策の検討の4つのステップがあること、②物理的リスクを評価するために用いられているモデルの多くは、環境リスクが個社の財務に与える影響を評価するものであること、③移行リスクを評価するためのモデルに関し、用いられるシナリオは、気温ベースのシナリオと（規制や技術の変化など）イベント・ベースのシナリオの2つに大別できること、などと整理。保険関連では、引受リスクに明示的に言及がある（ものの、物理的リスクの観点からの記述に留まっているように見受けられる）。
- また、ERAにかかる課題として、①環境リスクの認識の低さ、②データの不足、③メソドロジーを開発する能力の制約、④気候リスクとの比較で、環境リスクを評価するための手法の開発の遅れ、⑤メソドロジーやデータの質におけるギャップ、の5つを挙げている。なお、「環境リスク」とは、「環境関連リスク」（環境の悪化を引き起こし得る、もしくは、それに影響を受け得る活動に対する金融機関や金融セクターのエクスポージャーによってもたらされるリスク）と「気候関連リスク」（気候変動によって生じる、もしくは、それに関連する物理的リスクや移行リスクに対する金融機関や金融セクターのエクスポージャーによってもたらされるリスク）の両方を指すものと定義されている。

インプリケーション：民間セクターやアカデミアなどにおいてツールやメソドロジーの開発などにかかる取組みが進展し、プラクティスが蓄積されることで、本レポートで言及のある課題が解決されるとともに、環境リスクが金融機関のリスク管理に適切に組み込まれることが期待される。NGFSには、一層のコーディネーション・ロールを果たすことが期待されるものと思料される。

（出所）NGFS ‘Overview of Environmental Risk Analysis by Financial Institutions’

L: 星 MAS、金融業界における責任の文化と倫理的行動を強化するためのガイドラインを公表（9月10日）

- シンガポール金融管理局（MAS）は、金融機関の重要なマネジメント機能を担う上級管理者（senior managers）の説明責任を強化し、また、金融機関における倫理的行動を促進するためのガイドライン「個人の説明責任と行動に関するガイドライン」を発売し、上級管理者が達成すべき5つの「結果（outcomes）」を期待として示した。
 1. 金融機関の中核機能を管理し執行する責任を有する上級管理者が明確に特定されている。
 2. 上級管理者はその役割に適格性を有しており、また、監督下にある従業員の行動と業務の遂行に対して責任を負っている。
 3. 明確かつ透明性のあるマネジメント構造やレポート関係性を有する金融機関のガバナンス枠組みが、上級管理者の役割と責任の遂行をサポートしている
 4. 重大な権限を有している者（material risk personnel）はその役割に適格性を有しており、効果的なリスク・ガバナンスや適切なインセンティブ構造、行動基準に従う
 5. 金融機関は、全従業員の望ましい行動を促進・維持する枠組みを有している

- 本ガイドラインが対象とする重要なマネジメント機能を担う上級管理者には、CEO、CFO、CRO、COO、保険計理人、コンプライアンス担当役員などが含まれる。なお、示された「期待」は、一定の場合、シンガポールに本拠を有する金融機関の海外拠点の上級管理者や、外国金融機関のシンガポール拠点がシンガポール国外に有する拠点にも適用されると述べられている。

インプリケーション：日本の金融機関の中には、シンガポールを東南アジアのハブとし、そこを拠点としてアジア各国で活動している会社もあり、その場合、本ガイドラインを遵守するために必要な態勢の整備など、日本の本社としてもMASの本取組みに一定程度関与する必要が生じ得ることも考えられる。

(出所) MAS ‘Guidelines on Individual Accountability and Conduct’

M: ニュージーランド、気候関連の財務情報の開示の義務化を検討（9月15日）

- ニュージーランド政府は、一定規模以上の企業に対し、気候関連の財務情報の開示を義務化することを検討。その目的は、①市場における透明性と、より正確な価格シグナルの促進、②「低排出」への投資の奨励、③レベルプレイング・フィールドの確保、の3つ。
- 対象として予定されているのは、①総資産10億ドル以上の銀行、②運用資産10億ドル以上の投資スキーム、③総資産10億ドル以上、もしくは、保険料収入2.5億ドル以上の保険会社、④上場会社、等の約200社。
- 開示内容は、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）勧告をベースに検討する予定。「コンプライ・オア・エクスプレイン（comply or explain）」ベースでの開示を想定。

(出所) Ministry for the Environment ‘Mandatory climate-related financial disclosures’

N: 加 OSFI、金融セクターにおけるテクノロジー・リスクに関する市中協議を開始（9月15日）

- カナダ金融機関監督庁（OSFI）は、「デジタル・ワールドにおける金融セクターのレジリエンスの構築」と題するディスカッション・ペーパーを3か月の市中協議に付した。金融セクターにおけるテクノロジーの利用やそのリスクの管理手法を理解することが、その主な目的。
- 本市中協議は、連邦ベースで規制を受けている金融機関（銀行や保険会社）および年金基金が、非金融リスク（オペレーショナル・リスク、テクノロジー・リスク、カルチャーおよびコンダクト・リスクなど。）を特定するとともに、そうしたリスクへの耐性を構築することを確保する、というOSFIの2019-2022年の戦略目的に沿ったものである。
- 本市中協議文書は、テクノロジー・リスクを「ビジネス・ニーズを満たすための情報テクノロジー・システム、インフラストラクチャーもしくはデータの不十分さ（inadequacy）、誤用（misuse）、混乱（disruption）もしくは失敗（failure）から生じるリスク」と定義し、①サイバー・セキュリティ、②アドバンスド・アナリティクス（AIやマシン・ラーニング（ML））、③クラウド・コンピューティングなどのサード・パーティ・エコシステム、④データの4分野に焦点をあて、それぞれについてリスクや監督手法を議論。あわせて、将来的な監督指針の策定に向けた方向性を「原則（principles）」として以下のように示している。
 - サイバー・セキュリティに関する原則：機密性（権限を有していない者やプロセス、システムに対して、情報が利用可能となり、また、開示されることがないこと）、完全性（情報が不適切に加工・破壊されないこと）、利用可能性（信頼でき、かつ、タイムリーな方法で入手・利用可能であること）。
 - アドバンスド・アナリティクスに関する原則：健全性（AIおよびMLモデルのデザインが正確で、信頼でき、監査可能で、公正であること）、説明可能性（AI/MLモデル、ツール、あるいはシステムの構造を理解し記述でき、また、その

結果を関連する者に対して有意に説明できる能力)、説明責任(リスク管理枠組みがAI/MLを組み込んでおり、また、役割や責任が組織内で割り当てられていること)。

- テクノロジー・サード・パーティに関する原則：透明性(事業活動、機能、プロセスについて説明でき、また、サード・パーティ・サービス提供者およびその下請け会社のオペレーションを認識できるべきである)、信頼性(サード・パーティ・ベンダーによって提供されるサービスが継続して利用可能で期待どおりにワークすること)、持続可能性(サード・パーティ・テクノロジー・サービスの代替可能性が確保されること)。

(出所) OSFI 'OSFI launches consultation on technology risks in the financial sector'

O: 英 FCA、事業中断保険の判決についてコメント (9月15日)

■ 英国金融行為規制機構(FCA)は、事業中断(BI)保険にかかるテスト・ケースに対する裁判所の判決についてのコメントをウェブサイト上に掲載。その概要は以下のとおり。

- FCAは、我々が提示した重要な問題に対して、裁判所が実質的に賛同したことを嬉しく思う。本日の判決は、保険契約者が直面している不確実性を解消するための重要なステップであり、裁判所の迅速な判断に感謝している。保険会社は、本日の判決を受け、上訴するか否かに関わらず、支払うべきと判断された保険種目の保険金を支払うために何ができるのか検討するとともに、該当する保険契約者にコンタクトすべきである。保険会社が上訴する場合には、数多くの中小企業とその従業員のためにも、すみやかにそれを行うことが期待される。(Christopher Woolard 暫定CEOのコメント)
- 本日の判決は、多くの保険契約者にとって歓迎すべきニュースであるが、8つの被告保険会社の21すべての保険種目について責任を負うべきというものではなかった。今回のテスト・ケースは、個々の保険契約者がそれぞれの保険会社と多くの重要な事項について解決する必要性を取り除いた。FCAによって編成された専門家は、比較的迅速かつコスト効率的にBI保険市場における法的な不確実性に対するソリューションを提供し、それによって保険契約者はベネフィットを受けることができた。ただ、今回の判決は、個々の保険契約についてどれだけの保険金が支払われるかを定めるものではなく、そのための基礎を提供するものであると言える。
- FCAは、今後も、本件について保険契約者に情報を提供していく。

インプリケーション：今回のテスト・ケースと判決が保険契約者保護の観点から中長期的に何をもたらすのか、現時点では評価は難しいものと思われる。今後、約款の文言の更なる厳格化や保険料の見直しが進むことも考えられるほか、保険商品および保険募集の監督のあり方について議論が起こる可能性もあり得るかもしれない。

(出所) FCA Result of FCA's Business Interruption test case'

執筆者

小林 晋也／Shinya Kobayashi

ディレクター

リスク管理戦略センター

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

小林 正幸／Masayuki Kobayashi（記事L）

マネジャー

ファイナンシャルインダストリー

リスクアドバイザー事業本部

有限責任監査法人トーマツ

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) のひとつまたは複数指します。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてののみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オランダ、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”) を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”) が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.



IS 669126 / ISO 27001